



長野県報

3月19日(月)
平成30年
(2018年)
第2958号

目次

規則

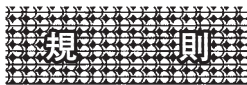
長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則(教育政策課).....	1
長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則(教育政策課).....	1
学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(高校教育課).....	2
長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則(高校教育課).....	2

告示

社会福祉士及び介護福祉士に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課).....	2
社会福祉士及び介護福祉士に基づく登録特定行為業務の不要の届出(介護支援課).....	3
都市計画事業の事業計画の変更認可(2件)(生活排水課).....	3
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	3
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課).....	4
公共測量の終了(2件)(建設政策課).....	4
車両制限令に基づく道路の指定及び車両の通行方法の定め(道路管理課).....	5
河川区域の変更による廃川敷地等及び関係図面の縦覧(河川課).....	5
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....	6
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課).....	6
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	6

公告

特定調達契約に係る落札者の決定(健康福祉政策課).....	6
大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見書の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室).....	7



長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月19日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第1号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則(昭和53年長野県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「及び道徳教育」を削り、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附則に次の1項を加える。

(国体準備室)

4 スポーツ課に、当分の間、第82回国民体育大会及び第27回全国

障害者スポーツ大会の開催に関する事務をつかさどらせるため、国体準備室を付置する。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

教育政策課

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月19日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第2号

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務処理規則(昭和46年長野県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第6の3の(1)を次のように改める。

(1) 事務局等職員並びに県立中学校及び高等学校の職員の扶養親族の認定に関すること。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

教育政策課

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月19日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第3号

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和35年長野県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「4,250円」を「5,100円」に改め、同条第5号中「3,000円」を「3,600円」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

高校教育課

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月19日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第4号

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

長野県立高等学校管理規則(昭和31年長野県教育委員会規則第3

号)の一部を次のように改正する。

別表第1の長野県佐久平総合技術高等学校の項中

「栽培システム科 生物サイエンス科 食品サービス科 食料マネジメント科」を「食料マネジメント科」に改め、

同表の長野県上伊那農業高等学校の項中

「緑地創造科」を「緑地創造科 生物生産科 生命探究科 アグリデザイン科 コミュニティデザイン科」に

改め、同表の長野県松本県ヶ丘高等学校の項中

「英語科」を「英語科 自然探究科 国際探究科」に改め、同

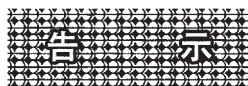
表の長野県大町岳陽高等学校の項中「普通科 理数科」を

「普通科」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

高校教育課



長野県告示第220号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成30年3月19日

長野県知事 阿 部 守 一

(登録特定行為事業者 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

事業者の名称 事業所の名称 事業所の所在地 登録した年月日
社会福祉法人まどか 特別養護老人ホームグランスマイル 長野県下伊那郡高森町牛牧1968-15 平成30年3月1日

介護支援課